

平成25年度

行政改革の推進について

平成25年2月

富山県行財政改革推進本部

目 次

第1 平成25年度に取り組む行政改革の基本的な考え方 1

第2 平成25年度に実施する主な行政改革

I	定員の適正化等	2
II	新たな政策課題に対処するための組織の整備と簡素効率化の推進	6
III	県有資産の有効活用と適正な管理	10
IV	公の施設等の管理運営の見直し	13
V	外郭団体の管理運営の見直し	15
VI	事業の点検・見直し	16
VII	民間委託等の推進	19
VIII	職員の能力・資質向上と意識改革	20
IX	県民参加と地方分権改革の推進	25

○ 附属資料

別表第1	組織整備の内容	28
別表第2	事務事業の見直し等における主なもの	31
参考資料	行政改革の効果額	33

第1 平成25年度に取り組む行政改革の基本的な考え方

本県財政については、平成17年度予算編成前の段階で約400億円の財源不足が見込まれるなど非常に危機的な状況にあったことから、平成17年度を「財政再建元年」と位置づけ、職員給与の臨時の減額、職員数の削減等を行うこととした。また、行政改革推進会議（平成17～19年度）及び行政改革委員会（平成20年度～23年度）の提言や報告を踏まえつつ、スリムで効率的な県政の実現を目指し、公の施設や外郭団体の改革・廃止、事業や補助金等の見直し・縮減、公債費の平準化などの行財政改革にスピード感をもって積極的に取り組んできたことにより、平成24年度予算編成後の段階では財源不足を約65億円まで縮減したところである。

平成24年度においては、行政改革会議（会長：町野利道 県経営者協会副会长）を設置し、県の行政改革の取組状況を県民の目線から点検するとともに、社会経済情勢の変化による新たな課題について助言提案いただくこととした。

しかしながら、歳入面では県税収入が引き続き厳しい状況にあり、歳出面では公債費や福祉・医療などの義務的経費が高い水準で推移していることから、昨年11月時点で約103億円の財源不足額が見込まれている。さらに、平成25年度地方財政対策において、地方公務員給与の削減を実質的に強制するかのように地方交付税が削減された。本県をはじめ地方の主張・働きかけに応じ、緊急防災・減災事業及び地域の元気づくり事業の積み上げなどによる地方一般財源総額確保に向けた努力・工夫は評価されるものの、この10年来、地方が国をはるかに上回る給与の臨時減額や定数削減を断行してきたことを勘案すれば、地方交付税制度の趣旨に照らし不適切で、大変残念なことである。

こうしたなか、平成24年4月に策定した「新・元気とやま創造計画」の政策目標を着実に推進し、北陸新幹線をはじめ富山県の発展基盤となる社会資本整備や県民福祉の向上につながる施策を戦略的に展開するためには、引き続き行財政改革に真摯に取り組んでいく必要がある。

今般、行政改革会議の報告も踏まえ、平成25年度に取り組む行政改革の基本的な考え方を取りまとめた。今後とも、県議会、市町村等はもとより、幅広い県民の理解と協力を得ながら行政改革を推進し、ひいては県民の期待に応えられるよう、「元気とやまの創造」に向けた取組みを加速していく。

第2 平成25年度に実施する主な行政改革

I 定員の適正化等

1 基本的な考え方

県を取り巻く極めて厳しい行財政環境を踏まえ、平成17年4月から給与の臨時的減額措置や平成18年度の給与構造の抜本的な見直しを実施した。また、平成17年2月に策定した定員適正化計画(対象:一般行政部門、計画期間 H16~H21)及び平成18年7月に策定した集中改革プラン(対象:全部門、計画期間 H17~H22)に基づき定員の適正化に努め、目標を上回る職員数の削減を達成した。

しかしながら、依然として厳しい社会経済情勢に鑑み、一般行政部門(計画期間 H21~H26)、教育部門(教員を除く。計画期間 H22~H27)、及び警察部門(警察官や鑑識等の専門的業務従事者などを除く。計画期間 H23~H28)において、各々の計画に基づき、引き続き職員数を削減し、適正化に努めることとしている。

また、平成20年4月から5年間(平成17年4月からは8年間)実施してきた給与の臨時的減額措置については、平成25年度も継続する。

2 平成25年度の主な実施内容

<主なポイント>

1 定員の適正化

- ① 一般行政部門について、平成26年4月までの5年間で7.2% (257人) の削減を目標(平成16年からの10年間で20%の削減)として職員数の削減に努め、平成25年4月までの4年間で6.8% (243人) の削減(見込み)(平成16年からでは19.7%、818人の削減見込み)
- ② 教育部門(教員を除く)について、平成27年4月までの5年間で7.3% (72人) の削減を目標として職員数の削減に努め、平成25年4月までの3年間で6.7% (66人) の削減(見込み)
- ③ 警察部門(警察官や鑑識等の専門的業務従事者を除く)について、平成28年4月までの5年間で7.7% (11人) の削減を目標として職員数の削減に努め、平成25年4月までの2年間で4.2% (6人) の削減(見込み)
※ 全部門では、平成16年4月から平成25年4月までの9年間で7.4% (1,239人) の削減(見込み)

2 給与の臨時的減額措置(削減額 16億円)

特別職: 知事△18%、副知事等△13%

一般職: 富山市内勤務 部長級△6%、次長級~課長級△5%、管理職以外△3%

上記以外勤務 部長級△3%、次長級~課長級△2%、管理職以外 -

} 地域手当の
凍結分3%
を含む

3 総人件費の抑制

累積削減効果額(平成16年度から平成23年度まで) 約589億円(普通会計決算ベース)

※ 一般行政部門については、定数抑制と給与水準の引下げにより、平成24年度の人件費は、平成16年度に比べ、約72億円、23.9%の削減

(1) 定員の適正化

①一般行政部門

一般行政部門については、定員適正化計画(平成21年度の職員数3,584人を基準として、平成26年度までの5年間に、7.2%、257人の削減目標。平成16年4月からの10年間で20%、832人の削減)に基づき、県民の理解を得ながら、行政改革の取組みを進め、必要な部分については増員を図るなど、メリハリをつけて職員数の削減に努めており、平成25年4月までの4年間で6.8%、243人の削減となる見込みである。(平成16年4月からでは、19.7%の削減見込み)

一般行政部門における定員の適正化(H21.4~26.4)の状況 (各年4月1日現在、単位：人)

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年 (見込み)	平成26年	計	目標
一般行政部門 職員数	3,584	3,479	3,423	3,364	3,341			3,327
増減数		△105	△56	△59	△23		△243	△257
増減率	(基準)	△2.9%	△1.6%	△1.6%	△0.6%		△6.8%	△7.2%

(参考) 10年間での比較(H16.4~26.4)の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

区分	平成16年	平成22年 まで	平成23年 まで	平成24年 まで	平成25年 (見込み)		計	目標
一般行政部門 職員数	4,159	3,479	3,423	3,364	3,341			3,327
増減数		△680	△736	△795	△23		△818	△832
増減率	(基準)	△16.4%	△17.7%	△19.1%	△0.6%		△19.7%	△20.0%

注：上記の見込みについては、今後の採用者、退職者の動向や関係団体等への派遣状況、人事異動等によって変動するものである。増減率については、四捨五入の関係で年の計と全体の計とが一致しないことがある。

②教育部門

教育委員会においては、教員以外の職員について、平成22年度の職員数987人を基準として、平成27年度までの5年間に、7.3%、72人の削減目標とする計画に基づき、事務事業の見直し等により、職員数の削減に努めており、平成25年4月までの3年間で6.7%、66人の削減となる見込みである。

教育委員会における定員の適正化(H22.4~27.4)の状況 (各年4月1日現在、単位：人)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年 (見込み)	平成26年	平成27年	計	目標
職員数	987	951	927	921				915
増減数		△36	△24	△6			△66	△72
増減率	(基準)	△3.6%	△2.4%	△0.6%			△6.7%	△7.3%

注：上記の見込みについては、今後の採用者、退職者の動向や関係団体等への派遣状況、人事異動等によって変動するものである。増減率については、四捨五入の関係で年の計と全体の計とが一致しないことがある。

③警察部門

警察部門については、警察官を除く一般職員のうち、鑑識等の専門的業務従事者などを除く職員について、平成23年度の職員数144人を基準として、平成28年度までの5年間に、7.7%、11人の削減目標とする計画に基づき、技能労務職員の業務について、嘱託又は業務の委託化を図ることにより、職員数の削減に努めており、平成25年4月までの2年間で4.2%、6人の削減となる見込みである。

警察部門における定員の適正化(H23.4~28.4)の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年 (見込み)	平成26年	平成27年	平成28年	計	目標
職員数	144	140	138					133
増減数		△4	△2				△6	△11
増減率	(基準)	△2.7%	△1.4%				△4.2%	△7.7%

注：上記の見込みについては、今後の採用者、退職者の動向や関係団体等への派遣状況、人事異動等によって変動するものである。増減率については、四捨五入の関係で年の計と全体の計とが一致しないことがある。

④全部門

全部門では、平成16年4月から平成25年4月までの9年間で、7.4%、1,239人の削減となる見込みである。

(各年4月1日現在、単位：人)

区分	H16	H22	H23	H24	小計 (H24-H16)	H25 (見込み)	合計
一般行政部門	4,159	3,479	3,423	3,364		3,341	
増減数	(基準)	△105	△56	△59	△795	△23	△818
増減率		△2.5%	△1.3%	△1.4%	△19.1%	△0.6%	△19.7%
教育部門	9,429	8,969	9,015	8,986		8,981	
増減数	(基準)	△106	46	△29	△443	△5	△448
増減率		△1.1%	0.5%	△0.3%	△4.7%	△0.1%	△4.8%
警察部門	2,204	2,244	2,243	2,254		2,252	
増減数	(基準)	△5	△1	11	50	△2	48
増減率		△0.2%	△0.0%	0.5%	2.3%	△0.1%	2.2%
中央病院	850	905	890	914		911	
増減数	(基準)	△10	△15	24	64	△3	61
増減率		△1.2%	△1.8%	2.8%	7.5%	△0.4%	7.2%
企業局等	198	118	118	118		116	
増減数	(基準)	△9	0	0	△80	△2	△82
増減率		△4.5%	0.0%	0.0%	△40.4%	△1.0%	△41.4%
合計	16,840	15,715	15,689	15,636		15,601	
増減数	(基準)	△235	△26	△53	△1,204	△35	△1,239
増減率		△1.4%	△0.2%	△0.3%	△7.1%	△0.2%	△7.4%
うち普通会計	15,792	14,692	14,681	14,604		14,574	
増減数	(基準)	△216	△11	△77	△1,188	△30	△1,218
増減率		△1.4%	△0.1%	△0.5%	△7.5%	△0.2%	△7.7%

注：上記の見込みについては、今後の採用者、退職者の動向や関係団体等への派遣状況、人事異動等によって変動するものである。増減率については、四捨五入の関係で年の計と全体の計とが一致しないことがある。

(2) 給与の臨時的な減額措置

特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

		平成17年度～平成19年度	平成20年度～平成22年度	平成23年度～平成25年度
特別職	知事	△10%	△18% ※	△18% ※
	副知事等	△7%	△13% ※	△13% ※
一般職	部長級	△5%	富山市勤務者 △7% ※ 上記以外の者 △4%	富山市勤務者 △6% ※ 上記以外の者 △3%
	次長級～課長級		富山市勤務者 △6% ※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者 △5% ※ 上記以外の者 △2%
	その他(管理職以外)	△3%	富山市勤務者 △4% ※ 上記以外の者 △1%	富山市勤務者 △3% ※ 上記以外の者 —

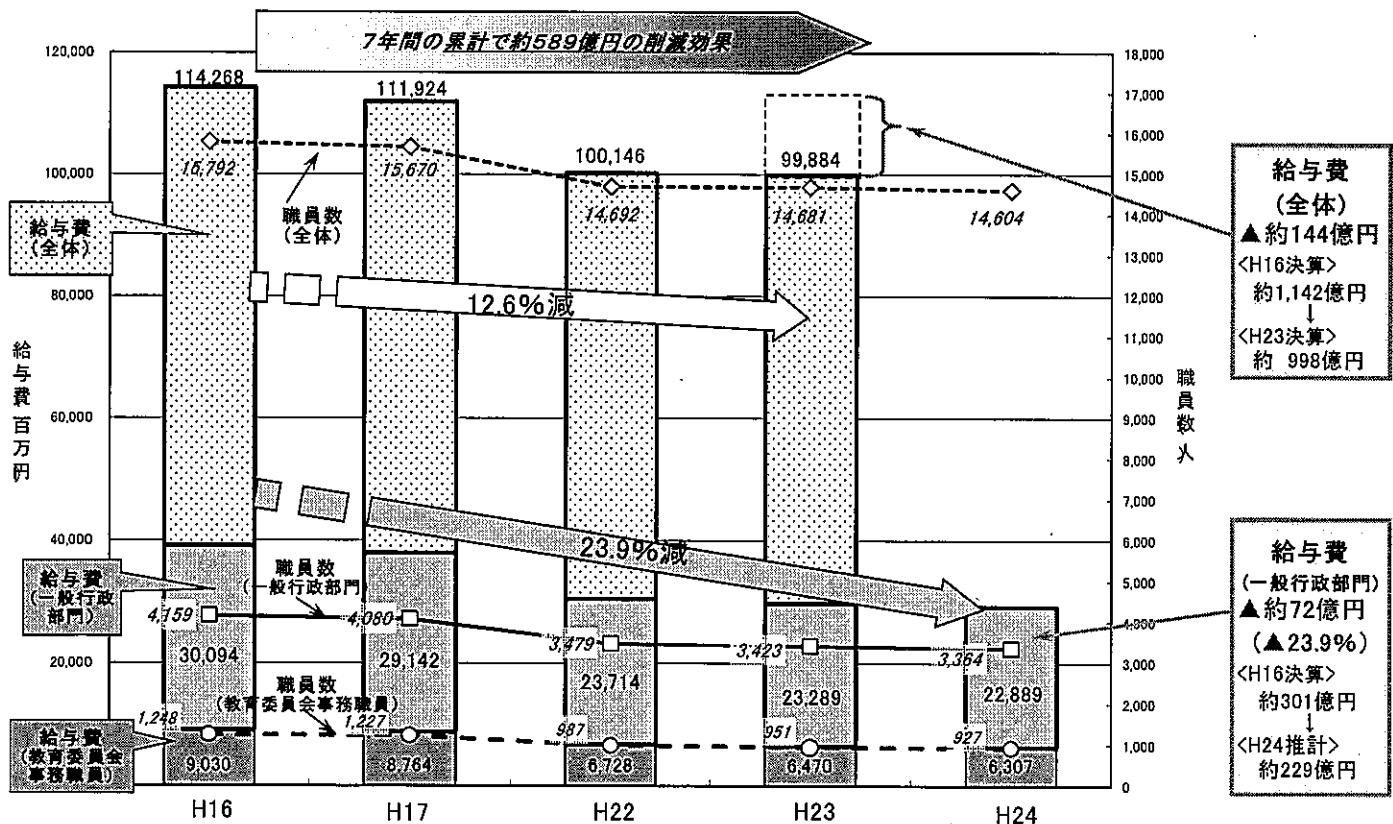
※ 地域手当の凍結分(△3%)を含む。

(3) 総人件費の抑制（普通会計ベース）

定員適正化計画及び集中改革プランに基づき職員数を削減するとともに、平成17年度からの給与の臨時の減額措置、平成18年度の給与構造の抜本的な見直し(行政職給料表で平均△5.83%)及び特殊勤務手当等の見直しなどにより人件費の抑制に努めてきた。

これらの取組みにより、職員数は平成16年4月から平成24年4月までに、全部門(普通会計ベース)で7.5% (15,792人→14,604人) の削減、一般行政部門で19.1% (4,159人→3,364人) の削減となった。

この結果、全部門の人件費（普通会計決算ベース）は、平成16年度から平成23年度までの累積で約589億円の削減。一般行政部門の人件費（同）は、平成16年度の約301億円から平成24年度の約229億円へと23.9%の削減となる見込みである。



※給与費: 普通会計決算額 職員数: 各年4月1日現在
※給与費の一般行政部門及び教育委員会事務職員は職員数による推計値

II 新たな政策課題に対処するための組織の整備と簡素効率化の推進

1 基本的な考え方

経済社会情勢や県民ニーズの変化等にあわせ、新たな政策課題や県政の総合的な取組みが必要な課題に戦略的かつ迅速に対応するため、組織の整備を図る。

また、簡素で効率的な行政を推進するため、業務の効率化や事業の進捗状況等の視点から、組織体制の見直しを行う。

2 平成25年度の主な実施内容

<主なポイント>

－新たな政策課題に対処するための組織整備－

- 1 並行在来線開業準備の本格化に対応した県並行在来線準備(株)の体制強化に伴い、同社への派遣職員を増員
- 2 北陸新幹線開業に向けたさらなる観光振興施策の充実・強化に伴い、「観光課」の担当職員を増員
- 3 北陸新幹線開業の関連事業として、「全国豊かな海づくり大会」の準備のため「水産漁港課」の担当職員を増員するとともに、「マラソン大会」の準備のため「スポーツ・保健課」に「マラソン開催準備班」を新設する。
- 4 がん対策推進体制強化のため、「健康課」に「がん対策推進班」を新設するほか、「中央病院」の「放射線科」を「放射線診断科」及び「放射線治療科」に再編
- 5 中央病院における感染症対策、小児医療の充実のため、医師、看護師を増員
- 6 富山県大学連携協議会を発展的に改組し設立する「大学コンソーシアム富山」に事務局職員を派遣
- 7 学校現場等において栄養教諭を増員配置

－組織の簡素化、業務の効率化のための見直し－

- 1 県としての並行在来線関連業務の進捗に伴い、並行在来線担当職員を減員
- 2 舟川ダムの竣工に伴い、「新川土木センター入善土木事務所」の「ダム建設課」を廃止するなど体制を見直すとともに、本庁の「河川課」の担当職員を減員
- 3 事業の終了等に伴い、農林水産部出先機関の職員を減員
- 4 「生涯学習・文化財室」の「全国高等学校総合文化祭推進班」を廃止
- 5 「企業局」の所管施設への指定管理者制度導入等に伴い、担当職員を減員
- 6 県立図書館の職員体制の見直しに伴い、司書を減員

—新たな政策課題に対処するための組織整備—

(1) 並行在来線開業準備の本格化への対応

運行計画の検討や鉄道事業申請の準備など、並行在来線開業準備の本格化に対応した県並行在来線準備（株）の体制強化に伴い、同社への派遣職員を増員する。

(2) 観光振興施策のさらなる充実・強化に向けた体制整備

2年後に迫った北陸新幹線開業に向け、JRとのタイアップなど観光振興施策のさらなる充実・強化を図るため、「観光課」の担当職員を増員する。

(3) 新幹線開業記念イベントの開催準備体制の整備

北陸新幹線開業の関連事業として、「全国豊かな海づくり大会」の準備のため「水産漁港課」の担当職員を増員するとともに、「マラソン大会」の準備のため「スポーツ・保健課」に「マラソン開催準備班」を新設する。

(4) がん対策推進体制の強化

がん対策推進条例に基づく取組みの強化に向け、「健康課」に「がん対策推進班」を新設するとともに、がん診療連携拠点病院である「中央病院」の「放射線科」を「放射線診断科」及び「放射線治療科」に再編する。

(5) 中央病院における医療・看護サービスの充実

- ① 感染症対策の充実に伴う医師の増員
- ② 小児医療の充実に伴う看護師の増員

(6) 置県130年記念事業への対応

置県130年記念事業の実施に向け、「知事政策局」に担当職員を増員する。

(7) 「生涯学習力レッジ富山地区センター」の開所

「生涯学習力レッジ富山地区センター」の開所に伴い、運営担当職員を配置する。

(8) 「大学コンソーシアム富山」設立に伴う事務局職員の派遣

富山県大学連携協議会を発展的に改組し設立する「大学コンソーシアム富山」に事務局職員を派遣する。

(9) 栄養教諭の増員配置

食育を推進し、地場産物の活用拡大を図るため、学校現場等に栄養教諭を増員配置する。

(10) 福祉推進特区などの取組み促進に向けた体制整備

「とやま地域共生型福祉推進特区」をはじめとする福祉の先駆的な取組みを促進するため、「厚生企画課」の「地域福祉・保護係」及び「恩給援護係」を、「地域共生福祉係」及び「恩給援護・保護係」に再編する。

(11) その他事務事業の増加に対処した増員

- ① 県立大学法人化に向けた準備体制の強化
- ② 「高志の国文学館」の運営体制の強化
- ③ 水道・工業用水道施設の耐震化等への対応

一組織の簡素化、業務の効率化のための見直し－

(1) 事業の終了に伴う組織・人員の見直し

①総合交通政策室

県としての並行在来線関連業務の進捗に伴い、並行在来線担当職員を3名減員する。

②新川土木センター入善土木事務所・河川課

舟川ダムの竣工に伴い、「新川土木センター入善土木事務所」の「ダム建設課」を廃止する一方、ダム・海岸管理体制や水防体制の整備のため、同事務所の「河川班」を「河川海岸班」及び「河川管理班」に再編し、担当職員1人を減員する。また、本庁の河川課のダム建設担当職員1人を減員する。

③富山農林振興センター・高岡農林振興センター・農林水産総合技術センター

カドミ汚染田換地関連事業や県営林道事業の減少、試験研究業務の見直し等に伴い、担当職員を4名減員

④生涯学習・文化財室

「生涯学習・文化財室」の「高等学校総合文化祭推進班」を廃止し、担当職員9人を減ずる。

(2) 民間委託・業務の見直し等による組織・人員の簡素化

①企業局

県営駐車場における指定管理者制度導入等により「経営管理課」の担当職員1人を減ずるほか、物品調達業務の効率化に伴い「電気課」の現業職員1人を減ずる。

②図書館

職員体制の見直しにより司書2人を減ずる。

③中央病院

看護助手業務の嘱託化に伴い現業職員1人を減ずる。

(3) 外郭団体等からの派遣職員の引き上げ

「生涯学習カレッジ富山地区センター」の設置により「文化振興財団」から職員1人を、人員体制の見直しにより「ボランティア総合支援センター」から職員1人を引き上げる。

以上の「組織整備・見直し」に伴う増減員による全部門職員数の推移(H24⇒H25)は下記のとおり。

H24. 4. 1	増減員数	H25. 4. 1
15, 636	増員トータル + 26 減員トータル ▲ 61	15, 601

3 組織整備の結果（知事部局）

今回、組織機構の整備を行うことにより、平成25年度の知事部局（本庁）の行政組織数は、9部局、2室、54課、38班、158係となり、平成24年度に比べると、1班の増、1係の減となる。

部局名	平成24年度				部局名	平成25年度				
	部局内の組織					部局内の組織				
	室	課	班	係		室	課	班	係	
知事政策局	1	4	3	8	知事政策局	1	4	3	8	
観光・地域振興局		3	3	8	観光・地域振興局			3	3	
経営管理部		8	4	29	経営管理部			8	4	
生活環境文化部		6	3	14	生活環境文化部			6	3	
厚生部		8	7	22	厚生部			8	<u>8</u> <u>21</u>	
商工労働部		6	2	13	商工労働部			6	2	
農林水産部		8	8	25	農林水産部			8	8	
土木部		9	5	33	土木部			9	5	
出納局	1	2	2	7	出納局	1	2	2	7	
9部局	2	54	37	159	9部局	2 (±0)	54 (±0)	38 (+1)	158 (▲1)	

【増減内訳等】

<新設>

- +1班 健康課 がん対策推進班
- +2係 厚生企画課 地域共生福祉係、恩給援護・保護係

<廃止>

- ▲3係 厚生企画課 地域福祉・保護係、恩給援護係
- 健康課 がん成人保健係

III 県有資産の有効活用と適正な管理

1 基本的な考え方

県有資産については、行政改革会議の報告を踏まえ、次の4つの基本的な考え方整理し、さらなる有効活用、売却促進などに取り組む。

① 保有総量のコンパクト化

低利用施設の集約化など効率的な利用を推進するとともに、それに伴い未利用となつた財産については積極的に売却を行う。

② 県有資産の有効活用

民間事業者への土地の貸付け等、売却以外の手法を取り入れ、有効活用に取り組む。

③ 公共土木施設等の長寿命化の推進

対症療法的な措置から予防保全的な措置により、施設の長寿命化を図るとともに、年度毎の修繕費用の平準化等に取り組む。

④ 財政健全化への寄与

公正かつ透明な手続による未利用財産の売却を促進するとともに、県全体で管理経費の削減と更新費用の平準化に努め、県債発行の抑制など財政健全化に寄与する。

2 平成25年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 簡素で効率的な行政、自主財源の確保の観点から、引き続き、県有未利用地の売却及び有効活用を推進
- 2 堀川小泉県職員住宅は、平成27年3月末をもって廃止する。
- 3 既に策定済の橋梁や平成24年度末までに策定予定の都市公園に引き続き、港湾施設や下水道について、「長寿命化修繕計画」の策定を推進

(1) 県有未利用地の売却促進

これまで、将来的に有効活用を図る見込みがないと判断した土地について、一般競争入札などによる売却を実施している。(平成11年度から平成24年度までの売却実績：74件、約54億円の売却収入)

簡素で効率的な行政をめざすとともに、自主財源の確保の観点から、経済情勢や地価動向も踏まえ、今後とも県有未利用地の売却促進に努めていく。

【参考 これまでの売却状況】

年 度	売却件数	売却金額(千円)
平成11年度～平成23年度	71	4, 286, 884
平成24年度(見込み)	3	1, 132, 500
合 計	74	5, 419, 384

(2) 県有地の貸付け

県有未利用地については、一般競争入札による売却処分を基本としつつ、事業用定期借地権の設定等の手法を利用して土地を貸し付けることにより、県有財産の有効活用を図る。

① 事業用定期借地権の設定による貸付け

県有未利用地で事業用定期借地権設定による貸付けの要望があるなどの活用の見込みがあるものについて、土地を貸し付ける。

② メガソーラー事業実施のための土地の貸付け

メガソーラー事業の可能性がある土地について、実施を希望する事業者を公募し、貸付けを行う。

【参考 平成24年度実績】

所在地	面積(m ²)	発電出力規模	貸付希望額	運転開始予定
富山市舟倉地区	約 204,000	6,000kW	年額 50 円/m ²	平成26年2月
富山市高島地区	約 33,850	1,600kW	年額 154.9 円/m ²	平成25年12月
射水市海童町地区	約 52,000	2,999kW	年額 420 円/m ²	平成26年4月
計3件	約 289,850			

③ 自動販売機設置事業者の公募

平成23年度に本庁の一部の自動販売機を対象に設置事業者の公募による貸付けをモデル実施したところ、貸付料は4台で年間約6,667千円となった。この結果を踏まえ、平成24年度においては、公募対象を本庁(2台)、出先機関(計9台)、県立学校(計42台)及び警察本部(3台)の自動販売機に拡大して実施したところ、貸付料は年間約24,944千円となった。

平成25年度には、本庁(2台)、出先機関(計17台)、県立学校(計14台)、警察本部出先機関及び警察署(計28台)において公募を実施し、さらなる収入の増加を図る。

④ その他の貸付け

土地の貸付け要望があるものや庁舎の空きスペースについて、公募等により希望者に貸し付ける。

(3) 県職員住宅の見直し

県職員住宅については、これまで行財政改革の観点から縮減する方向で対処してきたところであるが、老朽化が進み、耐用年数の経過が間近に迫っている堀川小泉県職員住宅について、平成27年3月末をもって廃止する。

(4) 公共土木施設の長寿命化の推進

橋梁など、公共土木施設は、高度経済成長期以降に整備が進み、今後、老朽化の進展による更新時期を迎えるに大きな財政負担が生じることが懸念される。

このため、「対症療法的な措置」から「予防保全的な措置」に転換することにより、施設の長寿命化、修繕費用の平準化等を図ることが必要であり、橋梁については、平成23年2月に「長寿命化修繕計画」を策定した。また、都市公園については、平成24年度末までに計画を策定する予定であり、今後は、港湾施設や下水道について、「長寿命化修繕計画」の策定に取り組む。

IV 公の施設等の管理運営の見直し

1 基本的な考え方

公の施設については、引き続き、施設の廃止の検討、規模・機能等の見直し、指定管理者制度を活用した利便性の向上などに取り組むとともに、試験研究機関については業務の重点化（選択と集中）の観点から検証・見直しを実施していく。

2 平成25年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 指定管理者制度導入施設においては、引き続き、民間事業者のノウハウを活用し、県民サービスの向上や経費の節減を図っていく。
(平成25年4月現在：62施設、管理経費の節減：制度導入前に比べ▲17.8億円)
- 2 試験研究機関は、今後も外部評価を活用し、評価結果を予算と人員配置に反映

(1) 指定管理者制度

① 指定管理者制度の活用状況

- ・平成24年度末をもって指定期間が満了となる32施設について、改めて指定管理者の選定を行った。このうち、新たに15施設において、平成25年度から利用料金制（※）を導入することとした。
(※) 公の施設の利用の対価を指定管理者の収入とする制度。これにより、指定管理者は、增收を目指して工夫する（柔軟な料金設定（例：割引制度）など）ことで、県民サービスの向上が期待できる。
- ・指定管理者制度導入施設は、平成25年4月1日現在で、62施設となる。
- ・指定管理者制度の導入による平成25年度の管理経費は、制度導入前の予算額と比較して、全体で約17.8億円（▲18.1%）の削減となる。

② 指定管理者制度導入施設における県民サービス向上のための新たな取組み

ア 供用日の拡大や供用時間の延長

- ・「県民公園新港の森」、「五福公園」などの都市公園において、季節に応じて供用時間を朝間や日没時まで延長する。
- ・「総合体育センター」などの体育施設において、引き続き、大会利用等の際、主催者の要望に応じ、開館時間の繰上げや延長を実施する。

イ サービス内容の充実

- ・「高志の国文学館」、「近代美術館」、「水墨美術館」及び「ギャルリ・ミレー」の4館セット観覧券の販売（H24.10月～）
- ・「空港スポーツ緑地」、「岩瀬スポーツ公園」及び「常願寺川公園」において、テニスコートの利用者にポイントカードを発行し、一定のポイントが貯まれば所定の時間の利用を無料とする。
- ・「高岡総合プール」及び「西部体育センター」において、「総合体育センター」での体力測定データを活用した適正な運動処方の提供を受け、スポーツ医・科学事業のプログラムを共有し、利用者の体力及び競技力の向上を支援する。

ウ イベント等の開催

- ・「太閤山ランド」において、平成25年度に置県130年及び同公園開園30周年を迎えるに当たり、記念セレモニーやイベント、トレンの記念チケット販売、開園以来の歴史を伝えるパネル展などを実施する。
- ・「総合運動公園」において、平成25年度に置県130年及び同公園開園20周年を迎えるに当たり、陸上競技場で開催される主な競技の上位入賞者に対し、記念メダルを授与する。
- ・「県庁前公園」において、今年度は試験的に実施した移動販売車による販売、飲食テーブル等の設置について、平成25年度は8台以上(予定)の移動販売車による「県庁前公園グルメパーク」として実施する。

③ 平成25年度の予定

平成25年度末をもって指定期間が満了する14施設について、改めて指定管理者を選定する予定

(2) 試験研究機関

引き続き、各試験研究機関は、提言に沿った取組みを進めるが、特に、業務の重点化（選択と集中）を図るため、外部評価を活用し、評価結果を予算と人員配置に反映していく。また、研究内容や研究成果等についての県民への説明責任を果たしていく。

V 外郭団体の管理運営の見直し

1 基本的な考え方

外郭団体については、健全な財務状況の確保や適切な情報開示など法人自らが責任をもって自主的・自律的に運営を行うことができるよう、引き続き、経営改善、事業の見直し等に取り組む。

2 平成25年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 新たに12の出資法人を知事の調査等の対象にするとともに、平成25年度から県議会に当該法人の経営状況報告を行う。
- 2 県が4分の1以上を出資している外郭団体のうち、新たな公益法人制度に基づき新法人への移行が必要なすべての法人は、平成25年4月までには、公益法人または一般法人への移行手続を完了する。

(1) 知事の調査等の対象となる法人の拡大

地方自治法施行令の一部改正を受けて、「富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例」を制定（平成24年12月12日施行）した。これにより、知事の調査等の対象となる法人について、従前の2分の1以上出資法人に加え、4分の1以上2分の1未満の出資法人に拡大し、新たに12法人を追加するとともに、平成25年度から県議会に当該法人の経営状況報告を行う。

(2) 新公益法人制度への対応

県が4分の1以上を出資している外郭団体のうち、新たな公益法人制度に基づき新法人への移行が必要なすべての法人（29法人）は、平成25年4月までに、公益法人または一般法人へ移行を完了する手続を進めている。

新法人への移行に当たっては、法人自らが責任をもって自主的・自律的に運営を行うことが必要であり、組織体制や職員数の見直し、事業の統廃合、事務経費の削減など、効率的な法人運営のための経営改善に取り組んだ。

今後も引き続き、経費削減、自主財源の確保など経営改善に努めるとともに、県民ニーズに即した事業を展開していく。

VI 事業の点検・見直し

1 基本的な考え方

厳しい財政環境の中で、多様化する県民ニーズに的確に応えていくため、より少ない人員・経費で質の高いサービスが提供できるよう、徹底した事務事業の見直しを行うとともに、従来の仕事の進め方を根本的に見直し、積極的に改善していく。

2 平成25年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 すべての事務事業について点検を行い、356件の事務事業を見直し、約8億42百万円の節減
- 2 「情報システム全体最適化計画」に基づくクラウドサービスの活用等によるコスト削減
- 3 ITを活用した県民サービスの向上
- 4 刊行物等への企業広告の掲載などによる収入の確保対策

(1) 事務事業の見直し

すべての事務事業について政策評価や予算編成などを通じて点検を行い、356件について見直しを行った。(主要事例はp.32~33別表第2参照)

これらによる節減予定額は、約8億42百万円となった。

[内訳] 事務事業の廃止・縮小等	274件
民間活力の導入等(指定管理者制度導入含む)	36件
業務の効率化	29件
その他	17件

(これまでの実績)

区分	23年度	24年度	25年度
見直した件数(件)	379	357	356
節減額(百万円)	1,255	1,156	842

(2) 審議会等の見直し

「審議会等」については、これまで見直しを行ってきたが、所期の目的を達成したもの、社会経済情勢の変化により必要性が低下したもの、類似するものなどについて引き続き統廃合を進め、事務の効率化を図る。

(3) 「情報システム全体最適化計画」の取組み促進の進捗状況

県の情報システムが抱える諸課題や厳しい財政運営等に対応するため、コスト削減、情報セキュリティの向上、ICTの活用による業務効率化などを目的として、平成23年度に「富山県情報システム全体最適化計画」を策定した。

<計画の概要>

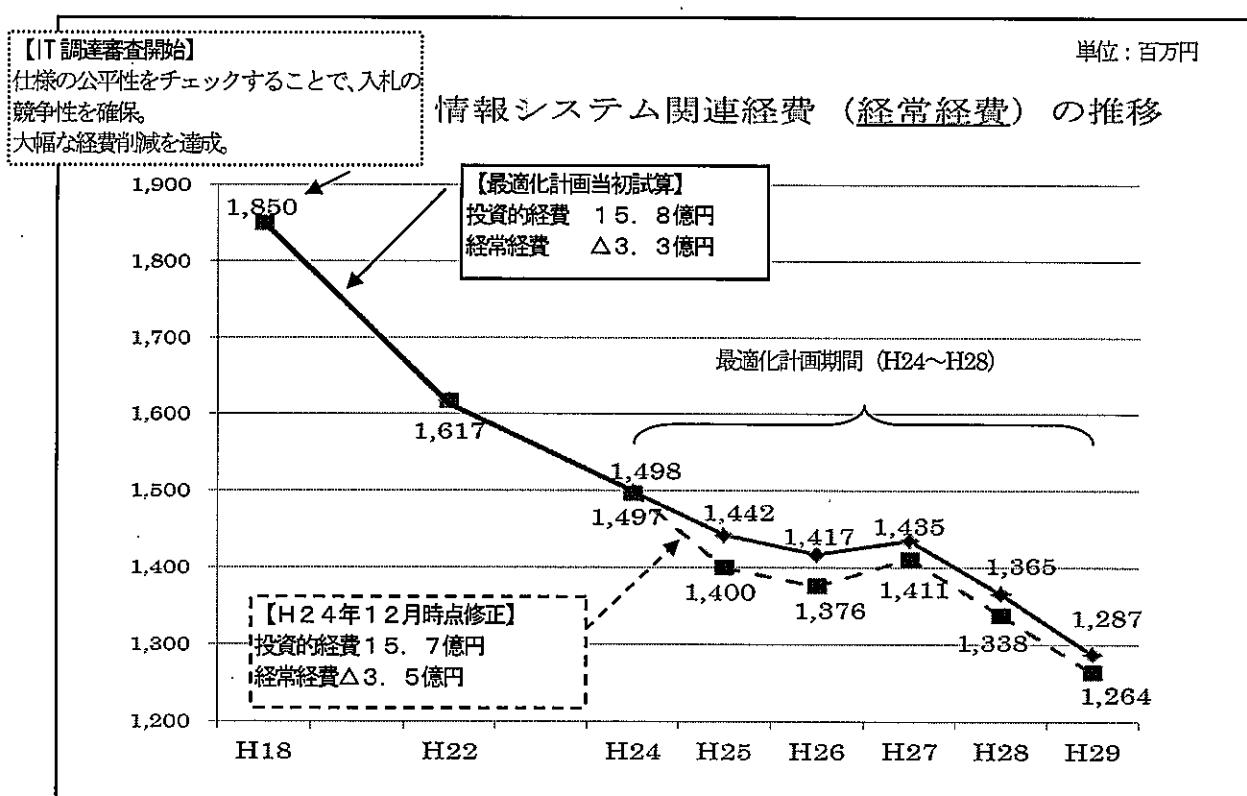
対象：県警、県立大学、中央病院を除くすべての情報システム

計画期間：平成24年度～平成28年度（5年間）

数値目標：情報システム関連経費（経常経費）を20%削減（平年度ベースで
3.3億円／年）

取組み：大型コンピュータの廃止、クラウドサービスの活用、ハードウェアの集約、セキュリティ対策の強化、IT調達改革の推進など

計画初年度となる平成24年度において、法制執務支援システムをクラウド化（ASPサービス化）する等の取組みを行った結果、当初数値目標を上回る、22%削減（平年度ベースで3.5億円／年）が見込まれる（平成24年12月末試算）。



(4) I Tを活用した県民サービスの向上

① 税務分野におけるインターネットの活用促進

法人県民税及び法人事業税（法人二税）の電子申告の利用促進に引き続き努めるとともに、平成24年8月から受付を開始した法人の設立・変更届などの法人二税に係る電子申請・届出についても利用促進に取り組む。

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ・法人二税の電子申告（24年度実績） | 14, 981件（H25.1末現在） |
| ・法人二税の電子申請・届出の受付（24年度実績） | 297件（H25.1末現在） |

② 県のホームページの充実

- ・ 各種制度、観光・イベント、統計データ、県からのお知らせ等の情報を発信し、県の施策に対する理解を深めてもらえるよう、引き続きホームページの充実を図る。
- ・ 県ホームページの利用者に富山県について理解を深めてもらうために、トップページに県の概要や県庁の仕事に関する情報を集約した総合案内ページを作成するとともに、最新の県政情報を集めた広報特設ページを作成し、情報発信力の強化を図る。

(5) 企業広告の掲載

県が所有する資産（刊行物、印刷物、ホームページ、施設等）を広告媒体として活用し、県の自主財源の確保やコスト意識の徹底等、職員の意識改革を図ることなどを目的とする企業広告の掲載について、平成25年度も引き続き実施する。

また、広告媒体の拡充（庁舎内の壁面等）についても、引き続き検討する。
なお、ネーミングライツ（命名権）については、PR効果が高い施設を対象に検討を深め、社会経済情勢を見極めながら実施に移していく。

ア 刊行物等

県が発行する広報紙やパンフレット等の刊行物に広告を掲載する。

（例：県広報とやま、自動車税納税通知書用封筒、犬の飼い主啓発用リーフレット等）

イ 公の施設

県民会館、こどもみらい館、総合体育センター、西部体育センター、県総合運動公園陸上競技場の施設内の壁面等に広告を掲載する。

ウ 県ホームページ

県のホームページ（トップページ）、「越中とやま食の王国」ホームページにバナー広告を掲載する。

なお、平成24年11月より、県ホームページのバナー広告の募集を広告代理店に委託し、安定的な広告収入の確保と事務の効率化を図った。

VII 民間委託等の推進

1 基本的な考え方

大幅な財源不足が続く厳しい財政環境のもと、限られた人員と財源のなかで、県民ニーズに対応した公共サービスを効率的、効果的に提供していくため、行政の守備範囲を見直すとともに、民間委託の拡大など、民間の創意工夫を活かした公民連携の推進を図る。

2 平成25年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 平成25年度から県の奨学資金の未収金回収業務を民間事業者へ委託
- 2 平成25年度から議事堂の警備業務を民間事業者へ委託

(1) 民間委託等の推進

① 民間提案制度のさらなる活用

民間事業者等の創意と工夫を反映させることにより、民間が担う分野を拡大するとともに、サービスの質の維持向上及び経費節減を図ることを目的として、平成21年度から民間提案制度を導入し、モデル事業（「富山県版対話型民間提案制度」推進モデル事業）を実施している。

平成25年度から、県の奨学資金の未収金回収業務について、民間事業者（弁護士法人や債権回収会社）へ完全成功報酬制により委託する。

② 民間委託等の拡大

ア 議事堂の警備業務

これまで県職員が担当していた議事堂の警備業務を、平成25年度から民間委託する。

イ 公用車のリース更新

一般職員が運転する公用車については、原則として、リース契約を活用し、小型化するとともに、法定点検や整備等のメンテナンス業務をリース業者に委ねる。

(2) PFI法改正に伴う対応

PFIの積極的な活用を図るため、国においてPFI法が改正され、民間提案制度やコンセッション方式※の導入など活用の幅が大きく広がったことから、国のガイドラインの改訂等に合わせ、施設の新設に限らず、今後活用が見込める施設の改修、維持保全への導入に向けて、県のガイドラインの見直しを行う。

また、幅広く民間資金とノウハウを活用するため、PFI法に基づかない手法の活用についても検討する。

※ 公共施設等運営権を独立した財産権とし、それを担保として民間事業者の資金調達の円滑化を図るもの

VIII 職員の能力・資質向上と意識改革

1 基本的な考え方

質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、目標による管理を取り入れた仕事の進め方を定着させるとともに、能力・業績に基づいた公正な処遇を実現することにより、職員の能力開発意欲を高め、業務遂行意欲を醸成する。

また、地方分権や地域間競争の進展、県民ニーズの多様化など、県を取り巻く状況の急速な変化に迅速かつ的確に対応するため、分権時代に対応できる、改革マインドに富んだ、地域力創造、地域経営の手法を身につけた人材を計画的、継続的に育成する。

2 平成25年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 業績評価制度の実施と評価結果に基づく処遇への適切な反映
- 2 県民奉仕の精神や県民目線に立って県民ニーズを考える姿勢を身に付けるため福祉施設や企業・団体での現場体験研修を実施するほか、民間の改革マインドや新しい発想などを学ぶ研修、職員のキャリア形成を支援し、勤労意欲を高めるための研修など、女性職員、若手職員等の能力発揮や職務意欲の涵養のための環境づくり
- 3 県の重要政策の推進、全国的な政策課題との連携・対応や民間の知恵・活力を学ぶための国、民間企業等への職員派遣
- 4 職員提案制度の活性化などを通じた職員の自主的・自発的な事務事業の効率化の推進と意識改革

(1) 業績評価制度の実施

一定期間における職務の目標達成度や個人の貢献度等を基本とした「業績評価制度」(平成18年10月導入)については、平成22年1月から評価結果による査定昇給を実施しているところであり、引き続き、組織目標によるマネジメントを取り入れた効率的・効果的な仕事の進め方を定着させるとともに、評価結果を職員の処遇に適切に反映させることにより、職員の能力向上や意欲の醸成を図る。

(2) 女性職員、若手職員等の能力発揮、職務意欲の涵養のための環境づくり

「元気とやまの創造」を積極的に推進していくためにも、女性職員、若手職員等が能力を発揮でき、意欲を持って職務に従事できるような環境づくりを進めるため、平成25年度においては、次のような事業等を実施する。

① 現場体験を通じた県民奉仕の精神や県民目線に立った県民ニーズを取り込む姿勢の育成

新任職員が老人ホーム・富山型デイサービス、障害者施設など福祉施設等において介護などの体験や利用者・施設職員との交流を積極的に行うことにより、県民奉仕の精神の涵養に努める。また、採用3年目の職員や若手職員がとくに県政と関わりの深い分野において、県内企業・団体の活動を実地で体験することにより、県民目線に立ち、県民ニーズを踏まえた行政のあり方を学ぶ。

●福祉施設での体験研修

- ・対象 新任職員
- ・回数 2回
- ・内容 1回目 老人ホームや富山型デイなどにおける介護体験
2回目 障害者福祉施設での現場体験

●企業・団体での現場体験研修（短期）

- ・対象 採用3年目の職員
- ・期間 1日
- ・内容 県内の企業・団体等での現場体験

●企業・団体での現場体験研修（長期）

- ・対象 若手職員（希望者）
- ・期間 3日～5日間程度
- ・内容 県内の企業・団体等での現場体験

② 民間の改革マインドによるチャレンジ精神と新たな視点・発想の醸成

行政を進めていく上で、一層の効率化が求められていることから、あらゆる階層の職員が県内企業の経営者や民間企業で豊富な経験を積んだ方からチャレンジ精神やビジョン、マネジメント手法などを学び、民間における発想や視点の違いなどを行政に取り入れていくとともに、若手職員や中堅職員が民間企業で中核として活躍している方や県内企業の若手・中堅社員との意見交換から困難な課題と向き合い克服していく姿勢や、民間企業のコスト意識、スピード感、常に現状を改善する仕事の進め方などを学び、幅広い視野を獲得する。

●経営者等に学ぶ講話

- ・対象 新任、採用3年目、34・40・46歳の職員、新任係長、新任所属長
- ・内容 民間企業の経営者等から経営戦略、仕事を進めるためのスキル、苦労話等に関する講話

●民間企業の職員との交流

- ・対象 採用5年目の職員
- ・内容 民間企業で中核として活躍している方から仕事での経験に基づいた講演や少人数での座談会

●（新）中堅職員交流研修会

- ・対象 20代～30代前半の職員
- ・内容 中堅職員と同世代の県内企業の社員との意見交換を通じ、現状改善、成果志向、コスト意識、スピード重視等の民間企業の発想・視点にふれる

③ 職員のキャリア形成を支援し、勤労意欲を高めるとともに、仕事と生活の調和のとれた働き方・子育てしやすい職場環境づくりを推進

効率的で質の高い行政を積極的に展開するため、職員個々が持つ、能力や特性を十分に引き出し、発揮できるよう、若手・中堅職員又は女性職員が自らのキャリアプランを考えることにより、自己研鑽に努め、勤労意欲を高めていくとともに、より効率的な働き方への意識改革を図る。また、男性職員がより育児に参加しやすい環境づくりに向けた取組みを促進するとともに、育児休業中の職員が円滑に職場へ復帰できる環境づくりなどを推進する。

●キャリアサポート研修

(1) 女性職員キャリアサポート研修

・対象 30代から40代の女性職員

・内容 女性職員が個々の持つ能力や強みを再認識し、それらを活かしたキャリアプランを考えるとともに、リーダーとなるためのスキルや女性特有の仕事と生活の両立のためのスキルを学ぶ

(2) キャリアデザイン研修（I・II）

・対象 29歳の職員（I）及び中堅職員（II）

・内容 それぞれの段階に応じ、自分のキャリアを振り返り、仕事に対する価値観や自己の能力・特性を再認識するとともに、自分の特徴を生かしたキャリアビジョンを描き、それを実現するためのアクションプランを考える

(3) 仕事・子育て両立支援研修

・対象 育児休業復帰前後の職員

・内容 育児経験者から仕事と子育ての両立のアドバイス、先輩との座談会など

●(拡) 男性職員の育児参加促進の取組み

・内容 ①各種研修での子育て支援に係る制度の周知

(新任所属長代理、新任係長、40歳・34歳の職員、新任職員など)

②「応援！子育てパパ運動」の充実

③男性職員の育児活動事例の紹介

④育児休業取得モデルケースの提示 など

(3) 国、民間企業、自治大等への派遣

県では厳しい定員管理への社会的要請を踏まえ、定員適正化計画に基づき職員数の削減に努めていることから、国の機関、海外等への職員派遣についても、県の重要政策の推進の観点、全国的な政策課題との連携・対応の必要性等を十分考慮して行う。

また、民間企業や自治大学校への派遣研修についても、民間の知恵・ノウハウを学ぶことにより、職員の意識改革と行政の効率的な執行、実務能力の向上などが期待できることや、分権時代に対応できる、改革マインドに富んだ、地域力創造、地域経営の手法を身につけた人材の育成に資することから、引き続き実施する。

① 中央省庁等

本県の行政需要を見極めながら、総務省、経済産業省、文部科学省などの中央省庁等へ12人の派遣を行う。

② 海外の機関

経済交流や観光振興の促進を図るため、中国、韓国の海外関係機関に計4人の派遣を行う。

③ 他県との人事交流・被災地復興支援

平成21年4月から岐阜県との職員交流を観光部門で実施しているところであり、引き続き富山・岐阜両県で連携した観光振興施策を展開する。

また、東日本大震災に係る復旧・復興対策支援として、岩手県、福島県及び宮城県へ事務職員、技術職員合わせて計13人を派遣する見込みである。

④ 民間企業等

観光素材の発掘・商品化・PR等を業務とする民間企業や危機管理コンサルティングを業務とする民間企業に新たに派遣を行うほか、首都圏における農産物ニーズや販路拡大方策の研究を目的としたアンテナショップへの派遣を継続する。

⑤ 自治大学校

下記の課程及びコースへの研修派遣を実施する。

- ・ 第一部課程（半年間の幹部要員研修、前期・後期各1人）
- ・ 税務専門課程（約2ヶ月間、1人）
- ・ 新時代・地域経営コース（3週間、2～3人）

※「新時代・地域経営コース」

公務員制度改革、公会計改革、住民自治とコミュニティ振興など
地方分権時代を担う職員を育成する短期集中コース（H20開設）

(4) 職員の意識改革

社会経済情勢の変化や県民ニーズの多様化に対応し、事業を効率的に実施して、最大の効果をあげるためにには、職員一人ひとりがコスト意識を持つとともに、縦割り意識を排除した部局横断的な視点を持つ必要がある。

平成25年度においては、現場を熟知した職員がこれまで以上に自主的・自発的に事務能率の効率化と職場の活性化に取り組めるよう、職員提案制度の活性化などに積極的に取り組む。

① 職員提案制度の活性化

平成9年度に開始した職員提案制度については、平成21年度から各部局毎にテーマを設定して実施するなど改善を図りながら継続してきた。平成25年度においては、より自由で多くの提案を喚起して県政に反映できるよう、引き続き「各部局単位の職員提案」を実施するとともに、提案案件の評価・顕彰制度の導入など、職員へのインセンティブのあり方を検討する。

【各部局単位の職員提案の実施結果】

提案件数 (内訳)	平成24年度	(H23実績)
・事務能率の向上	157件	165件
・経費の節減	89件	
・住民サービスの向上	10件	
・執務環境の向上	11件	
・その他	7件	
	40件	

② 「事業棚卸し」の実施

コスト意識を持って事務事業をゼロベースで点検する「事業棚卸し」を、平成24年度にモデル実施したところ、施設管理や補助金事務などに工夫の余地が認められた。平成25年度は対象所属を拡大して実施する。

【「事業棚卸し」のポイント】

- ・財政、行革など複数の視点でのヒアリングの実施
- ・人件費を含む行政コストを、事務量（年間従事者数）から把握
- ・予算削減に併せ事務の効率性や事業の有効性を重視

③ 部局横断的な視点による業務の推進

未収金の回収や施設の維持管理など、各部共通の課題や類似した業務について、部局横断的なワーキンググループを設置し、情報共有や意見交換を通じ、効率的な事業の実施を図る。

IX 県民参加と地方分権改革の推進

1 基本的な考え方

平成24年4月に策定した「新・元気とやま創造計画」を指針として総合的・計画的な行政運営を進めるとともに、各種計画の策定や県政全般について、様々な機会、方法により県民の意見を聴き、県政に反映させる。

また、県内市町村や全国知事会をはじめとする地方六団体等と連携しながら、真の地方分権改革の実現のための取組みを進める。

2 平成25年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 「新・元気とやま創造計画」を指針とする総合的、計画的な行政運営の推進
- 2 知事のタウンミーティング、ふれあい対話などを継続
- 3 地方分権改革の推進、市町村への権限移譲

(1) 「新・元気とやま創造計画」を指針とする総合的、計画的な行政運営の推進

県政運営の新たな中長期ビジョンである「新・元気とやま創造計画」を指針として、毎年度の予算に基づき施策や事業を県民の視点に立って着実に実施する。

また、「新・元気とやま創造計画」の60の政策目標を基準とする政策評価を毎年度行い、評価結果を翌年度予算にフィードバックするPDCAサイクルにより、計画的かつ戦略的な行政運営を推進する。

(2) 県民参画の継続

① 県民の意見を反映し、オープンでわかりやすい県政を進めるために、知事が県民の方々と直接対話する「タウンミーティング」、企業や施設、各種団体など現場で活躍している県民の方々を訪問して、直接対話するふれあい対話などを引き続き実施する。

※24年度実績	タウンミーティング	4回開催	660人の県民が参加
(1月31日現在)	中小企業との対話	3回開催	300人の経営者等が参加
	合 計	7回開催	960人が参加

※知事就任以来	タウンミーティング	34回開催	6,618人の県民が参加
	中小企業との対話	29回開催	2,321人の経営者等が参加
	知事とのふれあい対話	26回開催	868人の県民が参加
	少子化・子育て ミーティング等	19回開催	3,385人の県民が参加
	若手経営者とのとやまの 産業の発展を考える会	6回開催	207人の経営者等が参加
	合 計	114回開催	13,399人が参加

② 「元気とやま目安箱」に電子メール、郵便、ファックス等によっていただいた意見に回答するとともに、その概要等をホームページで公表する。

※24年度実績 受付件数 1,019件 (H25.1.31現在) 【知事就任以来 9,370件】

- ③ 県政の重点施策や県民の関心が高い課題について、各地域で職員による「出前県庁しごと談義」を開催する。(約150テーマを予定。24年度:150テーマ)
※24年度実績 98箇所で実施済み 延べ4,227人の県民が参加(H25.1.31現在)
- ④ 富山県民意見募集手続実施要綱(パブリックコメント)により、条例の制定・改廃、各種計画の策定などの際に、県民から意見を募集し、県政に反映する。
※24年度実績
 - ・富山県情報化ビジョン(案)に対する意見募集
 - ・富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例(仮称)の内容(案)に対する意見募集
 - ・「富山県総合雪対策基本計画(案)」に対する意見募集
 など12件を実施 (H25.1.31現在)

(3) 地方分権改革の推進

地方分権改革については、一定の進展が見られるところであるが、今後とも、地方の意見を十分に踏まえ、地方の自立と地域間格差の是正のバランスのとれた、真に国民の幸せにつながる地方分権が推進されるよう、県内市町村、全国知事会をはじめとする地方六団体等と連携しながら、具体的な政策提案やその実現に向けた働きかけを行う。

① 地方の自主性、主体性を高める、地方税財政制度の確立

地方分権改革のためには、地方団体がその役割・責任に応じた税財源を確保し、自主性、主体性を高める地方税財政制度を確立することが必要である。

・ 地方交付税及び地方一般財源の確保

平成25年度地方財政対策において、通常収支分の地方交付税については、出口ベースで17.1兆円が計上されるとともに、地方の一般財源総額は、平成24年度と同水準となる59.8兆円が確保された。

本県をはじめ地方の積極的な主張・働きかけに応え、緊急防災・減災事業及び地域の元気づくり事業の積み上げや地方交付税の別枠加算により地方一般財源総額を確保したことについては、総務大臣はじめ関係者の努力を受け止めたいが、その一方で、地方公務員給与の削減を実質的に強制するかのように地方交付税を削減したことは、この10年来、地方が国をはるかに上回る給与の臨時減額や定数削減を実行してきたことを勘案すれば、地方交付税制度の趣旨に照らし不適切で、大変残念なことである。

国と地方の信頼関係を重視する立場から、地方との協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置を二度と行わないよう、強く求めたい。

・ 偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築

地方税制においては、かねて、地域間の偏在性の少ない安定的な税体系の構築が課題となっており、全国知事会において、今後の地方税の充実をはじめ地方税財源の拡充等を見据えて、地方税制における税源偏在の是正方策について幅広く検討するため、有識者からなる「地方税財政制度研究会」を設置し、議論を重ねてきている。その最中に、今般の税制改正で、税収の地域間の偏在性が少なく安定的という点で貴重な地方税である自動車取得税の廃止方針が、その代替となる具体的な税財源が明記されないままに決定されたことは残念である。

今後とも、地方分権改革の中核の一つとして、必要な地方税財源の充実確保の方策

が明確に図られるよう、全国知事会として議論を尽くしたうえで、国に対して具体的な政策提案などを積極的に行っていく。

② 一括法による条例制定権の拡大等

平成23年度には、「国と地方の協議の場に関する法律」や「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる第1次一括法・第2次一括法）」など地方が早期の成立を求めてきた法律が制定され、地方分権改革について相応の成果を上げた。

この一括法の成立により、義務付け・枠付けが見直されるとともに、施設・公物設置管理の基準が条例委任されることとなり、本県においては、平成23、24年度に新たに29条例を制定、5条例を改正し、福祉分野などにおいて県独自の基準を定めることにより、本県の実情に応じた施策を展開してきた。

今後も、国において、第3次、第4次の義務付け・枠付けの見直しが実施される予定となっており、本県としても、引き続き適切に対応していく。

③ 市町村への権限移譲

地域における行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担うという考え方を基本として、住民の利便性の向上等に資する事務について、引き続き市町村に移譲を進めしていく。

※ 25年度の新たな事務権限の移譲

- ・市町村の区域内に新たに土地を生じたときの届出の受理及び告示（移譲先：全市町村）
(特例条例により、トータル76項目963の事務を移譲)